

尾社福第3147号
令和2年10月1日

社会福祉法人尾道市社会福祉協議会
会長 加納 彰 様

尾道市長 平谷 祐宏



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和2年10月1日 から 令和7年9月30日 まで